（参考）

解体工事の制限付き一般競争入札の段階的な入札参加資格要件

<table>
<tr><td rowspan="3">建設業法上の解体工事業資格要件（※1）</td><td colspan="4">法施行（H28.6）
▽</td><td>（R元.6）
▽</td><td>（R3.3）
▽</td></tr>
<tr><td>建設業許可
（とび・土工業）</td><td colspan="3">（経過措置）
とび・土工工事業の技術者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>建設業許可
（解体工事業）</td><td colspan="3">（経過措置）
新しい解体工事業の技術者もしくはとび・土工工事業の技術者</td><td colspan="2">（法本施行）
新しい解体工事業の技術者</td></tr>
<tr><td rowspan="6">南魚沼市の解体工事業の入札参加資格要件</td><td colspan="4">次期入札参加登録期間開始（H30.5）
▽</td><td>（H31.4）
▽</td><td>（R4.5）
▽</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本要件</td><td>資格工種</td><td>「とび・土工」又は「解体工事」</td><td colspan="2">「解体工事」</td><td>「解体工事」</td></tr>
<tr><td>完 工 高</td><td>「土木一式」「建築一式」「とび・土工・コンクリート」又は「解体工事」の完工高が1,000万円以上</td><td colspan="2">「土木一式」「建築一式」「とび・土工・コンクリート」又は「解体工事」の完工高が1,000万円以上(※2)</td><td>「解体工事」の完工高が100万円以上(※3)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">産業廃棄物収集運搬許可の要件</td><td colspan="4">不要（次期の入札参加資格登録期間から）</td></tr>
<tr><td colspan="4">※廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、元請業者は許可が不要。下請業者は許可が必要なため施工体制台帳（施工体系図）等で確認する。</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="6">※１：1契約で500万円以上の解体工事を請負うためには、建設業法上の「解体工事」の資格が必要
（ただし、平成31年4月までは「とび・土工」の資格でも可能）
※２：令和4年4月までは、解体工事業の許可取得後の経審での解体工事のみが完工高となるため、実績額が低くなる可能性があることを考慮して、完工高要件を『「土木一式」「建築一式」「とび・土工・コンクリート」又は「解体工事」の完成高が1,000万円以上』のままとする。
※３：令和4年5月から当分の間は完工高要件を『「解体工事」の完成高が100万円以上』とし、必要に応じて完成高の額を変更する。</td></tr>
</table>